

障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画について

1 障害者計画とは

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、東松山市における障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画です。

現在は、第三次市民福祉プラン後期計画（計画期間：令和4年度～令和8年度）が該当します。

2 障害福祉計画とは

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）第88条の規定に基づき、東松山市の実情を勘案し、障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保や各年度における各種障害福祉サービスの見込み量などについて定める計画です。

現在は、令和6年3月に策定した第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）が該当します。

なお、障害福祉計画は障害者総合支援法第87条に規定される厚生労働大臣が定める基本指針に即して定めることとなっています。

3 障害児福祉計画とは

児童福祉法第33条の20の規定に基づき、東松山市の実情を勘案し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や各年度における各種障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量などについて定める計画です。

障害福祉計画と一体となって作成することができ、障害福祉計画と同様に基本指針に即して定めることとなっています。

4 市政における位置付け

市政運営の最上位計画である「第五次東松山市総合計画後期基本計画」の健康福祉分野における個別計画に位置付けられます。

5 今後の計画の期間（予定）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8		
福祉プラン		第二次市民福祉プラン										第三次市民福祉プラン											
前期・後期		前期計画					後期計画					前期計画					後期計画						
障害福祉計画		第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期		第7期									
障害児福祉計画												第1期		第2期		第3期							